

議案第179号

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例

第1条中「入学料及び入学検定料」を「授業料、入学検定料及び入学料」に改める。

第8条を第14条とし、第7条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（還付）

第13条 既納の授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。

第6条の見出しを「(入学料及び入園料の未納者に対する措置)」に改め、同条中「入学料」を「入学料又は入園料」に、「対し」を「対し、教育委員会規則で定めるところにより」に、「入学許可」を「入学許可又は入園許可」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（授業料の免除）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定めるところにより、授業料を免除することができる。

- (1) 休学し、又は留学する者
- (2) 出席を停止された者
- (3) その他教育委員会が特別な事由があると認める者

第5条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(納期限)

第7条 授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(授業料及び保育料の徴収猶予)

第8条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、授業料及び保育料の徴収を猶予することができる。

(授業料及び保育料の未納者に対する措置)

第9条 学校長（園長を含む。以下同じ。）は、授業料又は保育料を第7条に規定する納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止し、退学させ、又は退園させることができる。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(授業料)

第2条 大阪市立高等学校の授業料の額は、次の表のとおりとする。

種別	全日制	定時制
授業料	月額9,900円	月額2,700円

2 大阪市立特別支援学校の幼稚部及び高等部の授業料は、徴収しない。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る大阪市立高等学校の授業料については、この条例による改正後の大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例

第2条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 村上龍一

#### 説明

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、高等学校の授業料の額及び免除の対象となる者の範囲を定めるとともに、高等学校の授業料及び幼稚園の保育料の徴収猶予等に関する事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例 (抄)  
授業料

(趣 旨)

第1条 大阪市立学校の入学料及び入学検定料及び入学料、大阪市立高等学校における単位制に授業料、

よる課程の科目の聴講に係る料金（以下「聴講料」という。）並びに大阪市立幼稚園の保育料及び入園料の額及び徴収に関しては、法令その他に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(授業料)

第2条 大阪市立高等学校の授業料の額は、次の表のとおりとする。

種別	全日制	定時制
授業料	月額9,900円	月額2,700円

2 大阪市立特別支援学校の幼稚部及び高等部の授業料は、徴収しない。

第2条-第5条 省 略

第3条 第6条

(納期限)

第7条 授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(授業料及び保育料の徴収猶予)

第8条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、授業料及び保育料の徴収を猶予することができる。

(授業料及び保育料の未納者に対する措置)

第9条 学校長（園長を含む。以下同じ。）は、授業料又は保育料を第7条に規定する納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止し、退学させ、又は退園させることができる。

(入学料及び入園料の未納者に対する措置)

第6条 学校長は、入学料又は入園料を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定

第10条

めるところにより、その者の入学許可又は入園許可を行わないことができる。

(授業料の免除)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定める

ところにより、授業料を免除することができる。

- (1) 休学し、又は留学する者
- (2) 出席を停止された者
- (3) その他教育委員会が特別な事由があると認める者

(保育料の減免)

第7条 省 略

第12条

(還 付)

第13条 既納の授業料、聴講料、保育料、入学検定料、入学料及び入園料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施行の細目)

第8条 省 略

第14条